

平成27年 第3回沼田町議会臨時会 会議録

平成27年5月18日(月)

午後 2時01分 開会

1. 出席議員

議長	9番	渡辺敏昭	議員	1番	高田	勲	議員
	2番	津川均	議員	3番	大沼恒雄	議員	
	4番	小峯聡	議員	5番	久保元宏	議員	
	6番	長原誠	議員	7番	鵜野範之	議員	
	8番	杉本邦雄	議員	10番	橋場	守	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	金平嘉則	君	教育委員長	日暮茂男	君
農業委員会	山岡禎弘	君			

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	神憲彦	君	総務財政課長	栗中一弘	君
政策推進室長	吉田憲司	君	農業商工課長	横山茂	君
住民生活課長	浅野信行	君	建設課長	中野栄治	君
保健福祉課長	菅原秀史	君	旭寿園園長	谷口勲	君
会計管理者	後藤一昭	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	生沼篤司	君	次長	篠原毅	君
-----	------	---	----	-----	---

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	三浦剛	君	書記	林亮太	君
------	-----	---	----	-----	---

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
承認第 1 号	会議録署名議員の指名 会期の決定 専決処分の承認を求めることについて (町税条例の一部改正)
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (国民健康保険税条例の一部改正)
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (町葬の執行)
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 2 7 年度沼田町一般会計補正予算)
議案第 3 4 号	ロータリ除雪車購入事業に係る物品の購入契約について
議案第 3 5 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 6 号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 7 号	沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 8 号	平成 2 7 年度沼田町一般会計補正予算について
同意第 1 号	副町長の選任について

(開 会 宣 言)

○議長（渡辺敏昭議長） それでは開会したいと思います。まずは金子代監と黒田和風園園長が欠席されております。私用で欠席ということですのでよろしくお願いたします。只今の出席議員数は10名でございます。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成27年第3回沼田町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元の配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡辺敏昭議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、高田議員、2番、津川議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（渡辺敏昭議長） 日程第2、会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡辺敏昭議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（渡辺敏昭議長） 日程第3、承認第1号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（浅野信行課長） 承認第1号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成27年5月18日提出、沼田町長名でございます。

1ページおめくりいただきまして、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成27年3月31日沼田町長名でございます。

なお、中身につきましては省略をさせていただきます。今回の町税条例の改正の主な要点についてご説明をさせていただきたいと思います。

3月31日付で地方税法に関する法律・政令・省令の一部改正がそれぞれ公布されました。それに伴い本町においても改正充足に基づき、町税条例の改正が必要となった為、今回専決処分を行ったものでございます。今回の主な内容につきましては、大きく7点程でまとめさせていただいておりますが、各税の減免申請の期限の見直しということで、減免の申請期限を各自治体の実情に応じて規定できることとなった為、現状、各税とも納期限の7日前としてございましたが、納税者の利便性や事務手続きの期間短縮を考慮し、納期限の3日前と改正をさせていただくものでございます。

2番目として、住宅ローン減税の適用期限の延長につきまして、個人住民税における住宅ローン減税の適用期限が1年半延長されたということでございます。

それから3番、ふるさと納税の申告特例制度の新設。ふるさと納税の申告特例を新設し、納税者の申請により納税の情報を自治体間でやりとりすることとし、納税者の申告の手間を省くものでございます。

4番目として、固定資産税の課税標準の特例の拡大ということで、我が町特例の創設に伴いまして課税標準の特例割合の創設や適用期限の延長による改正であります。

5番目としまして、軽自動車税の税率の特例でございます。一定の環境性能を有する三輪車等に軽自動車等に関するグリーン化特例の新たに創設されたことによる改正でございます。

6番目としまして、たばこ税の税率特例の廃止。現在軽減されている、旧3級品の紙巻たばこの特例減税を28年4月から段階的に廃止する改正でございます。

7番目としまして、軽自動車税の税率改正の延長ということで、本年4月から開始の予定であった原付自転車及び自動二輪、軽自動車の改正の適用、開始年月日を1年延長し、28年4月からということになる改正でございます。その他、マイナンバー制度に伴う条文の整理や関係法令条例の改正による条文の整理、文言、一部の整理を行ったものでございます。以上、条例の一部の改正について説明申し上げます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

○議長（渡辺敏昭議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい。

○3番（大沼恒雄議員）グリーン化特例、軽自動車のグリーン化特例についてお尋ねしますが、これは新車を入れたとき1年限りのものですか。それともその後何年か続くということになるんですか。お尋ねします。

○議長（渡辺敏昭議長）はい、課長。

○住民生活課長（浅野信行課長）はい。グリーン化特例につきましては、27年度以降、そのまま継続されるということでございます。

- 3番（大沼恒雄議員）継続されるということ。
- 議長（渡辺敏昭議長）いつから採用されるかって。
- 住民生活課長（浅野信行課長）27年度からですね。4月1日からです。
- 議長（渡辺敏昭議長）はい、大沼さん。
- 3番（大沼恒雄議員）28年の、来年の税金からグリーン化特例が施行されるんだけどね、それは例えば新車であろうと何年か経ったら古くなってくるよね、それでもそのグリーン化特例を受けた車についての税率はこのままでいくっていうことですか。
- 住民生活課長（浅野信行課長）13年経過した物につきましては、また税率が変わるということでございます。車検等、購入して車検を最後ですね、13年目以降についても変わるものがございます。
- 3番（大沼恒雄議員）はい、議長。
- 議長（渡辺敏昭議長）はい、大沼議員。
- 3番（大沼恒雄議員）そしたら13年まではこのグリーン化特例の税率でいくという考え方で間違えないんですか。
- 議長（渡辺敏昭議長）ちょっとお待ちください。
- 議長（渡辺敏昭議長）議事、休憩致します。
- 議長（渡辺敏昭議長）はい、再開いたします。
- 住民生活課長（浅野信行課長）グリーン化特例についてですね、説明をさせていただきます。27年度に新車として新規登録をした、軽4輪等につきましては、グリーン化特例が適用されるということで、グリーン化特例のですね、特例につきましては、平成28年度のみ今のところ25パーセントから75パーセントの軽減と。
- 3番（大沼恒雄議員）1年間ということ。
- 住民生活課長（浅野信行課長）そうですね。
- 3番（大沼恒雄議員）1回のみということね。
- 住民生活課長（浅野信行課長）はい。ということで訂正させていただきます。
- 3番（大沼恒雄議員）はい、わかりました。
- 住民生活課長（浅野信行課長）失礼しました。
- 3番（大沼恒雄議員）はい。
- 議長（渡辺敏昭議長）大沼議員、よろしいですか。
- 3番（大沼恒雄議員）はい。
- 議長（渡辺敏昭議長）はい、他に質問ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（渡辺敏昭議長）はい、それでは討論に入ります。ご意見ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（渡辺敏昭議長） ご意見なしと認め討論を終結いたします。本案について採決致します。お諮り致します。承認第1号は、承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺敏昭議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（渡辺敏昭議長） 日程第4、承認第2号。専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（浅野信行課長） はい。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成27年5月18日提出、沼田町長名でございます。1ページおめくりいただきまして、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成27年3月31日沼田町長名でございます。条例につきまして、ご説明をさせていただきます。地方税法に関する法律・政令・省令の一部改正が公布となり、それに伴い、沼田町国民健康保険税条例についての改正が必要となったもので、3月31日付で専決処分させていただきたいものでございます。今回の主な改正内容につきましては、国保税の課税限度額の見直しにつきまして、これにつきましてはそれぞれ、基礎課税額、それから後期高齢者支援金分、それから介護給付金分の限度額がそれぞれ引き上げられるものでございます。理由として、一定程度の所得者よりそれぞれ相応の負担をさせていただくという考えと、国保以外の被保険者である社会保険者等の負担の公平性を図る考えからであります。2つ目としまして、軽減判定所得の算定方法の見直しであります。これにつきましては、国民健康保険税に係る軽減措置の拡大であります。今回、低所得者の負担軽減を図る為、国保税の2割及び5割の軽減対象となる世帯の基準額をそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡大を図るものです。これによって、それぞれ限度額が緩和され、軽減対象世帯が拡大されていくものであります。以上、提案理由のご説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（渡辺敏昭議長） はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺敏昭議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺敏昭議長） ご異議なしと認め、討論を終結いたします。本案について

採決いたします。お諮りいたします。承認第2号は承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡辺敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は承認することに決しました。

○議長（渡辺敏昭議長）日程第5、承認第3号。専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（栗中一弘課長）はい。

○議長（渡辺敏昭議長）はい。

○総務財政課長（栗中一弘課長）承認第3号。専決処分の承認を求めることについて地方地自法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成27年5月18日提出町長名でございます。次のページをお開きをいただきたいと思います。専決処分書地方自治法第179条第1項の規定によって町葬の執行について別紙のとおり専決処分する。平成27年5月7日提出町長名でございます。次のページをお開きをいただきたいと思います。町葬の執行について、本町名誉町民吉住敏夫氏が平成27年5月3日逝去されましたので、沼田町名誉町民に関する条例第4条の規定により、平成27年5月11日町葬を執行する。本件につきましては、皆様ご承知のとおり5月11日に町葬といたしまして、執行を完了いたしてございます。専決処分の理由といたしましては、これまでも名誉町民の逝去に際しましては、臨時議会におきまして、条例に基づきます、町葬の執行並びに補正予算を議決をいただいておりますが、葬儀日程の関係から補正予算と共に専決処分をさせていただいたものでございます。以上申し上げまして、報告説明といたします。ご承認の程よろしくお願い致します。

○議長（渡辺敏昭議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡辺敏昭議長）質疑なしと認め質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡辺敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。承認第3号は承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡辺敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は承認することに決しました。

○議長（渡辺敏昭議長）日程第6、承認第4号。専決処分の承認を求めることについて議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（栗中一弘課長）はい。

○議長（渡辺敏昭議長）はい。

○総務財政課長（栗中一弘課長）議案第4号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成27年5月18日提出町長名でございます。次のページをお開きをいただきたいと思っております。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成27年度沼田町一般会計補正予算（専決第1号）を別冊のとおり専決処分する。平成27年5月7日提出町長名でございます。別冊平成27年度沼田町一般会計補正予算専決第1号1ページをお開きをいただきたいと思っております。平成27年度沼田町一般会計補正予算専決第1号、平成27年度沼田町の一般会計の補正予算、専決第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億500万円と定める。以降省略とさせていただきます。平成27年5月7日提出町長名でございます。本補正予算の提案理由を申し上げます。今程ご承認をいただきました、町葬に係る費用を計上するものでございます。6ページをお開きをいただきたいと思っております。歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、26目、町葬執行費を新規に目立てをいたしまして、500万円を計上するものでございます。8節報償費におきまして、弔慰金といたしまして50万円。11節需用費におきまして会葬礼状、しおり等にかかります印刷製本費並びに消耗費15万円の計上でございます。12節役務費におきましては、新聞への死亡広告掲載料130万円でございます。13節委託料につきましては、祭壇設営料の委託170万円となっております。歳入でございますけれども、特定財源はございませんので11款11項1目地方交付税500万円を増額し、収支の均衡を図ったものでございます。以上申し上げまして、説明とさせていただきます。ご承認の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺敏昭議長）はい。説明が終わりましたが先ほど、課長の説明のところで需用費のところで、金額が間違っただけ報告されたような気がしますが、150万円よろしいんですね。

○総務財政課長（栗中一弘課長）はい、失礼しました。需用費150万円でございます。訂正をさせていただきます。

○議長（渡辺敏昭議長）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。承認第4号は承認するとともにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺敏昭議長）異議なしと認めます。よって本案は承認することに決しました。

○議長（渡辺敏昭議長）日程第7、議案第34号。ロータリ除雪車購入事業に係る物品の購入契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）議案第34号ロータリ除雪車購入事業に係る物品の購入契約について。下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって議会の議決を求める。

記、1、契約の目的、ロータリ除雪車購入事業。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約金額、48,708,000円。

4、契約の相手方、札幌市中央区北1条西7丁目1番地、ナラサキ産業株式会社、北海道支社長、西海谷誠心。

5、内容、ロータリ除雪車（2.6m/3,400t級、オーガシャーピンレス装置、チップバック、スイングオーガ装置付き）1台購入でございます。

6. 納期、契約の日から221日間。平成27年5月18日提出、沼田町長名でございます。

一枚めくっていただきまして資料でございますが、これにつきましては入札に参加いたしました2社を記載いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に設計上の仕様のうち、主なものについて説明申し上げます。本ロータリの性能でございますが、最大除雪量につきましては3400t、1時間当たり以上となっております。投雪距離につきましては0から35m以上、最大除雪幅は2000。2.6m。最大除雪高は1.7m以上となっております。乗車定員につきましては2名。最高出力につきましては295kw以上ということで、馬力に直しますと400馬力ということでございます。タイヤにつきましてはスパイクタイヤを使用ということでございます。以上申し上げまして説明とさせていただきます。ご

審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡辺敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、長原議員。

○6番（長原誠議員）6番長原です。過去にダンプトラックの時に納期が～問題はないのか。～問題はないのか、2点お聞きしたいと思います。

○議長（渡辺敏昭議長）建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）本ロータリにつきましては、ダンプに場合はダンプ装置の需要が多いということで遅れましたけれども、本ロータリにつきましてはそういうことはございませんので、予定通りの納入ができるものと聞いております。納期につきましては、今日を契約日といたしますと、12月25日ということになります。落札した業者の情報によりますと、11月の中までには何とか納められるということでございますので、1回目の排雪には間に合うということになってございます。

○議長（渡辺敏昭議長）はい。高田議員。

○1番（高田勲議員）関連なんですけれども、契約の日から221日と今おっしゃったように、今日契約でざっくり12月末だなぁと思ったんですけれども、なぜ11月いっぱいとかの納期にしないのか。

○議長（渡辺敏昭議長）はい。建設課長。

○建設課長（中野栄治建設課長）道内の除雪機メーカーが本仕様に該当するのが2社ということで、こちらの方の納期を調査したところ、1社がそのぐらいかかるという状況もございましたので、競争の原理を働かせるということでの納期とさせていただきます。

○議長（渡辺敏昭議長）よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第34号は原案のとおり決することでご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡辺敏昭議長）日程第8。議案第35号。特別職の職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。
総務財政課長。

○総務財政課長（栗中一弘課長）議案第35号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成27年5月18日提出。町長名でございます。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員の給与に関する条例（平成14年条例第36号）の一部を次のように改正する。以下条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。今回の改正につきましては、平成23年5月1日から平成27年4月30日を期限いたしました、特別職の職員の給与に関する条例附則第4項に定めました給料月額に関する減額特例が失効いたします。規定に基づき町長で83万円、副町長66万9千円が支給されることから、新たに期間を定めまして町長にあつては5%を削減し、月額78万9千円。副町長ありましては4%削減し、月額64万2千円とするものでございます。この削減により、年間影響額につきましては、次の議案第36号に提案しております教育長分を含めると153万9千円の減額となるものでございます。特例期間といたしましては平成27年5月1日から平成31年4月30日の4年間といたしております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。久保議員。

○5番（久保元宏議員）町長の給料についてご質問いたします。4年前にも給料を変えられていまして、今回も変えられるということなのですが、4年前と今回で変え方が変わっているようですが、4年前に変えたときの理由が解決されたので今回はこのようになったのか、連続性がなくなったことについてのご説明を頂戴したいと思います。

○議長（渡辺敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）新たに2期目を迎えるに当たりまして、2期目は提案申し上げた額で町政を担いたいということでございます。

○議長（渡辺敏昭議長）久保議員。

○5番（久保元宏議員）回答になっていない気がします。理由を伺いたいと思います。

○町長（金平嘉則町長）今言った、この金額で町政を担いたいということです。

○議長（渡辺敏昭議長）久保議員、よろしいですか。久保議員。

○5番（久保元宏議員）しつこいですが、4年前と今回と変わられたことの連続性がないということに関しての理由を頂戴したいと思います。

○町長（金平嘉則町長）あの、1期4年の、連続性という形では私は考えていませ

ん。

○議長（渡辺敏昭議長）他に。橋場議員。

○10番（橋場守議員）10番。前回の改正というのは1期目だと、初めて町長になるのでその点で前の町長より減らすと、いうことであればそれは自分の都合だけで、町民のおかれてある立場を一つも考えないで、1期目だからということだけで下げたのか、それとも国の政策によって、今は地方創生まで言わなきゃならないくらい疲弊していつている訳ですよ。4000人を目標にやっていたのにそれは実現しないで、実現不可能だということで方針を変えたわけですよ。そういう置かれている状態に対しての勘案というものは一つもなかったのか、そのあたりを聞かせてください。

○議長（渡辺敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）その状況は私も理解していますけれども、今地方創生を言われている時代で、この私も全力を尽くして町政を担いたいということでございまして、国の状況とかは考えないわけではございませんが、そういう状況の中で町政を担いたいということで、今提案をさせていただきます。

○議長（渡辺敏昭議長）橋場議員。よろしいですか。他に質疑ございませんか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。橋場議員。

○10番（橋場守議員）この増額の改定に対して、反対の立場で意見を述べます。国の施策によって、地方が益々疲弊していつていると。これから沼田町で人口増えるような状況、今地方創生でいろんなことを国はお金出してやれといつているけれども、それによって地方が再生されるような状況にはないだろうと私は感じています。それで、国の福祉予算を見ますと、大幅に減額されています。それから自然増に対しては増やさないんだということで止めている。こういう中で国民や町民の暮らしは益々大変な状況になるというのは目に見えていると私は思っているんです。そういう視点で、1期目でせつかく下げたんだから2期目も私はこれで頑張るといつ立場でやるべきだと、そういう観点からこの引き上げに反対いたします。

○議長（渡辺敏昭議長）他にご意見ありませんか。高田議員。

○1番（高田勲議員）本案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。町長今おっしゃられた通り、連続性という話もありましたけれども、1期1期の契約だと思います。私は。ですから、町長の意気込みも含めて、もっともらってもっといい仕事をしてほしいという考えもありますので、私はこの条例案に賛成をいたします。

○議長（渡辺敏昭議長）賛成反対両方の意見が出たわけで、討論を終結致しますが、これでよろしいですか。

(はいの声あり)

○議長（渡辺敏昭議長）本案について採決致します。お諮り致します。議案第35号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長（渡辺敏昭議長）賛成多数と認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡辺敏昭議長）日程第9。議案第36号。教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（栗中一弘課長）議案第36号、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成27年5月18日提出。町長名でございます。

教育委員会教育長の給与等に関する条例の（平成14年条例第37号）の一部を次のように改正する。以下条文の朗読を省略させていただき、提案理由を申し上げます。当該条例の改正につきましては、先ほど議決いただきました議件と同様に、教育長の給与につきましても給与条例におきます減額条項が失効いたしまして、規定に基づく59万4千円が支給されることから、新たに期間を定め、3%削減し、月額57万6千円とするものでございます。期間といたしましては平成27年5月1日から、任期であります平成28年10月4日までといたしております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡辺敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。橋場議員。

○10番（橋場守議員）10番。町長に対する理由と同じ立場で、是非とも町民の実情を勘案して、教育長、引き上げる前の報酬で頑張っていたきたい。そういうことを述べまして反対いたします。

○議長（渡辺敏昭議長）今ほど反対意見がありましたけれども、他に意見ありませんか。高田議員。

○1番（高田勲議員）1番高田であります。先ほども町長、副町長の給料のところでお話しさせていただきましたが、これは4年間のあくまでも契約であると、意気込みも含めての数字であると思いますので、私は本条例の改正に賛成いたします。

○議長（渡辺敏昭議長）賛成反対両方の意見が出たと認め、討論を終結いたします。

本案について採決致します。お諮り致します。議案第36号は、原案のとおり決すること賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長（渡辺敏昭議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡辺敏昭議長）日程第10。議案第37号。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（栗中一弘課長）議案第37号、沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成27年5月18日提出。沼田町長名でございます。

沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改正する。以下条文の朗読を省略させていただき、提案理由を申し上げます。

町議会議員の報酬月額につきましては、平成18年4月から9年間同額で推移してございます。今回の条例改正につきましては、統一地方選挙の年にあたり道内でも多くの自治体で議会議員選挙が執行される中で、議会議員立候補者数が定数を超えない或いは満たないことが懸念される等といった状況が生じてございます。議員の成り手が減少していることが度々報道されてございます。このような状況を鑑みまして、積極的に議会に参加していただく環境整備の一環といたしまして、議員報酬の改定を提案するものでございます。このことによりまして、北空知4町の議員報酬が同額となるものでございます。金額で申し上げますと、議長におきまして7千円の増、副議長におきましては6千円の増、常任委員長、議会運営委員長につきましては6千円の増、議員につきましては5千円の増、平均いたしますと2.9%の増となります。これに係ります年間の影響額につきましては84万5千円となるものでございます。なお、施行期日といたしまして5月1日から適用するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡辺敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。橋場議員。

○10番（橋場守議員）実は町民の人から、いったい議員さんというのは何日議会に出るのでしょうか。高い給料もらっているよねという話をされました。私は決してこれが安いとは思っていません。というのは議会議員というのは議会に出た時だけが議会活動ではありませんからね。本当に4年間休んで出てきまして、また勉強しなければならないかと思ったら大変な仕事だなと思っています。特に悪い、いろんな法律が改悪されていきますよね。そういう中でどうやって町民の暮らしを守っていくために頑張ればいいのかという立場で勉強しなければならないというのは、相当大変なエネルギーが必要だと自分では感じています。しかし、それはそれなんです。ただ報酬が上がらなくても今町民が苦しめられている現状に至ったら、やはり今まで通りの報酬で頑張るしかないなと、頑張るべきだとそういう風に考えています。そういう立場から報酬の引き上げに反対をいたします。

○議長（渡辺敏昭議長）はい。他にご意見ありませんか。高田議員。

○1番（高田勲議員）1番高田であります。この今ほど示された額というのは平成15年に審議会を経て、条例で定められた原則額であります。当時のことを思い返しますと平成16年か17年かは忘れましたが、再生プランを我が町ではたてております。そして職員の皆様もそうですし、我々議員も当時の議員の皆様が、我々もそれに協力しようということで、議員報酬月額を削減していった経緯があります。その後、震災の関係で一時的に削減したこともありました。当時と比べると議員の仕事の内容も大幅に増加しているという風に私思います。私になった8年前よりも実際に増えています。あと一番思うのは、起債の残高がこの間もある議員から教えていただいたんですが、多分今の倍くらいあったのではないかと、今はしっかりと職員の皆さんそれから理事者、我々もそうですけれども一生懸命努力をして、それを減らして健全な財政の沼田町にあるという基では、やはり我々もこれから4年間の決意を込めて、この報酬で頑張っていきたいということで、みんなとも話したところでございますので、私はこの条例に賛成をいたします。

○議長（渡辺敏昭議長）はい。他にご意見ありませんか。賛成反対両方の意見が出たと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第37号は、原案のとおり決すること賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（渡辺敏昭議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡辺敏昭議長）日程第11。議案第38号。平成27年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（栗中一弘課長）議案第38号。平成27年度沼田町一般会計補正

予算について。平成27年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成27年5月18日提出。町長名でございます。

別冊の平成27年度沼田町一般会計補正予算(第1号)、1ページをお開きいただきたいと思っております。平成27年度沼田町一般会計補正予算(第1号)。平成27年度沼田町の一般会計の補正予算(第1号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十九億五百三十万六千円と定める。2項は省略させていただきます。平成27年5月18日提出。町長名でございます。

7ページをお開きいただきたいと思っております。歳出でございますけれども、1款1項1目議会費、84万5千円の追加でございます。先程議決いただきました、議員報酬に関する条例改正に伴うものでございまして、1節報酬におきまして61万6千円、3節職員手当等におきまして22万9千円を追加するものであります。6款農林水産業費、1項農業費、6目農業総合対策費100万円の追加であります。沼田町農業総合対策協議会補助金を追加するものでございます。農業総合対策事業におきまして、春先の農業体験、あるいは農産物PR販売事業、都市との交流、担い手支援等につきましては、当初予算におきまして中山間地域等直接支払制度推進協議会が各集落からの拠出金で実施することでこれまで経過してございます。しかしながら本年度、中山間制度の4期目の初年でございます。国からの交付金につきましては、集落協定の～認定が9月頃になるということから、これまでの～予定事業が中山間推進協議会では実施が困難となっております。一般会計におきまして農業対策協議会に補助金として支出いたしまして、実施をするものでございます。なお、財源につきましては農業振興基金を充当することと致してございます。13款、1項、1目職員費。153万9千円の減額でございます。先程議決をいただきました、町長、副町長、教育長の給料月額を削減する条例改正に伴うものとなっております。2節給料で102万4千円の減額。3節職員手当等で35万3千円の減額、4節共済費で16万2千円の減額となっております。6ページをお開きいただきたいと思っております。歳入でございますが、11款1項1目地方交付税でございますが、30万6千円を減額を致してございます。特定財源を充当いたしまして、更に一般財源を調整するため、地方交付税を減額いたしまして、収支の均衡を図っているものでございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、5目農業振興基金繰入金、100万円の増でございます。農業総合対策事業の増額にかかる財源とするものでございます。以上を申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(渡辺敏昭議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑あり

ませんか。

(なしの声あり)

○議長（渡辺敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。橋場議員。

○10番（橋場守議員）先ほど条例に反対した立場から、この補正予算には反対せざるを得ません。先ほども言ったように、議員の仕事は大変だというのはわかるけれども、我々は仕事の内容だけでなく、町民に対する責任感というものがなければ、議会議員というのは。単なる仕事ではありませんからね。できないと思います。そういう立場から、やはり報酬は今まで通りであっても頑張るってやると。上げるべきではないという立場で反対をいたします。

○議長（渡辺敏昭議長）他にご意見ありませんか。高田議員。

○1番（高田勲議員）1番高田であります。先程も条例の説明の中であったんですけども、今年の地方選挙の時の報道を見てても、議員の成り手のない町がいっぱいある。うちの町はたまたまここ何年も議会議員の無投票というのはなかったんですけども、返り咲いて80歳以上の方が議員にまた当選された。その人をどうのというわけではないですが、もっと若い人が意欲を持ってこの場に出てきて働いてくれるような体制を私は作っていかなければいけないと思います。そういう意味でも補正予算に私は賛成をいたします。以上です。

○議長（渡辺敏昭議長）他にご意見ありませんか。久保議員。

○5番（久保元宏議員）私も賛成します。安易な議会改革として議員定数の削減と議員経費の削減ということをよく言われますが、それは全く本質論ではございません。正しい議会改革を進めるためにも議会に体力をつけるために、本予算に賛成させていただきます。

○議長（渡辺敏昭議長）他にご意見ありませんか。賛成反対両意見が出たと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第38号は、原案のとおり決すること賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（渡辺敏昭議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡辺敏昭議長）日程12。同意第1号。副町長の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）同意第1号。副町長の選任について。本町副町長に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定によって議会の同意を求めるものであります。提案の理由といたしましては、現副町長であります神憲彦氏が平成

27年5月31日をもって任期が満了となります。これまで大変ご労苦をいただき、補佐役を頑張っていたところであり、今回任期満了によるご勇退ということでありましたので、代って次の方を選任したいのでご提案させていただきます。

後任につきましては、住所、沼田町字沼田107番195、生年月日、昭和32年1月20日生まれ、氏名、栗中一弘氏をご提案申し上げたいと思います。略歴につきましては、沼田高等学校を昭和50年3月に卒業されまして、昭和54年6月に五カ山地区共同利用模範牧場組合に採用されております。その後平成4年4月1日、沼田町役場に奉職されております。簡略に申し上げますと、課長職には平成19年5月から教育委員会次長、住民生活課長、農業振興課長、総務財政課長をそれぞれ歴任されまして、役場の長い行政経験の中で豊かな識見と職員からの信望も厚い方でありまして、今この厳しい市町村の状況等を踏まえるともっとも副町長として適任ということでご提案申し上げます。よろしくご同意賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。平成27年5月18日提出。沼田町長。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（渡辺敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。同意第1号は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡辺敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

ここで休憩をとります。

（14時48分）

○議長（渡辺敏昭議長）再開いたします。

（14時49分）

（閉会宣言）

○議長（渡辺敏昭議長）以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成27年第3回沼田町議会臨時会を閉会致します。

14時49分 閉会